

民正. 民主 兩黨 改憲試案對比表 및 與野協商結果

編 別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	會 談 結 果
前 文	繼承精神	3.1 運動	上海臨時政府 (3.1 運動), 4.19	上海臨時政府 (3.1 運動), 4.19, 5.18	前文 討議 保留 * 統民黨이 軍의 政治的 中立條項 삽입을 強力히 主張 하다 民正黨이 反對 하자 討議保留
	第 5 共和國	明 示	明 示	削 除	
	抵抗權, 文民政治, 政治報復 禁止	없 음	없 음	新 設	
	民族中興의 使命, 自由. 權利 에 따른 責任. 義務	있 음	있 음 (自律과 調和 追加)	削 除	
總 綱	在外国民保護	宣言的 規定 (2 조 2)	具體的 規定으로 補強 (2 조 2)	現行과 同 (2 조 2)	民正黨案 意見接近
	平和統一努力義務	前文에 明示	前文에 明示	新 設 (4 조)	統民黨案으로 意見接近 (단 [自由民主主義体制] 를 넣기로 함)
	軍人의 政治介入 禁止	없 음	없 음	新 設 (5 조 2 후단)	保 留
	公務員 財産公開	없 음	없 음	新 設 (7 조 3)	不規定 意見接近
	政党的 要件	組織, 活動이 民主的 (7 조 2)	現行과 同 (7 조 2)	目的. 組織. 活動이 民主的 (8 조 2)	統民黨案 긍정적 檢討
	違憲政黨 解散制度	認定 (憲法委員會: 7 조 4)	認定 (憲法裁判所: 7 조 4)	不認定 (8, 90 조 참조)	繼續論議
其 本 權	処罰과 保安処分의 要件	法律에 의한 処罰. 保安処分 인정 (11 조 1)	現行과 同 (11 조 1)	刑의 宣告에 의해서만 가능 (12 조 1)	繼續論議
	令狀制度	現行犯人등 事後令狀制度만 인정 (11 조 3 단서)	現行과 同 (11 조 3 단서)	그밖에 令狀發付및執行要件 強化 (證拋主義. 適法節次: 12 조 4. 5)	繼續論議

編別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	會 談 結 果
其 本 權	逮捕, 拘禁時 告知 및 通知	없 음	辯護人의 助力을 받을 權利 고지, 가족에 대한 통지 (11조 5)	辯護人의 助力받을 權利로 接見, 交通權 例示, 連行追加 (12조 5)	
	拘束適否審 범위	法律이 정하는 바에 따라 인정 (11조 5)	全面 인정 (11조 6)	現行과 同 (12조 7)	民正黨案 採択
	證拋能力 制限	自白의 證拋能力만 制限 (11조 6)	現行과 同 (11조 7)	違法蒐集證拋條項까지 추가 (12조 8)	違法蒐集證拋 問題는 繼續論議
	우편물檢閱등 令狀主義	明示하지 않음	明示하지 않음	明 示 (18조 2)	繼續論議
	言論, 出版에 대한 許可, 檢閱 禁止	明示하지 않음	明 示 (20조 2), 映画 演藝는 제한적으로 허용 (20조 2 단서)	明 示 (映画, 演藝도 포함: 21조 2)	前向的檢討 (民正一되 폐물에 대한 規制 必要 力說)
	集會, 結社에 대한 許可禁止	明示하지 않음	明 示 (20조 2)	明 示 (21조 2)	明示키로 합의
	新聞, 通信, 放送의 施設, 基準, 編輯, 編成의 公正性	明示하지 않음	明 示 (20조 3)	明示하지 않음	繼續論議 (民正一新聞에 대하여 再考意思 表明)
	言論 被害賠償 請求權	明 示 (20조 3 후단)	明 示 (20조 4 후단)	削 除 (21조 4 참조)	明示 肯定的檢討
	科學技術者 權利保護	없 음	新 設 (21조 2)	없 음	民正黨案 採択
	財産權 収容時 補償	公益 및 關係者利益 衡量, 法律로 정함 (22조 3)	法律이 정하는 바에 따라 正当補償 (22조 3)	正当補償 (23조 3)	統民黨案 採択
	選舉年齡	20세 (23조)	20세 (23조)	18세 (24조)	保 留
	軍會議裁判管轄權	軍事機密, 哨兵, 哨所, 捕虜, 軍事施設 犯罪등, 非常戒嚴時 非常措置時 (26조 2)	有害飲食物供給, 軍用物犯罪 및 非常措置時 削除 (26조 2)	非常戒嚴으로 法院 正常機能 발휘 困難時에 限定	繼續論議
刑事被害者 裁判陳述權	없 음	新 設 (26조 5)	없 음	民正黨案 採択	
刑事報償請求權	無罪判決받은 被告人 (27조)	無嫌疑 処分받은 被疑者 추가 (27조)	不起訴 処分받은 被疑者 추가 (28조)	統民黨案 긍정적 檢討	

編別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	會 談 結 果
其 本 權	軍人. 警察의 國家賠償 請求權	二重賠償 禁止 (28조 2)	國家報償 고려, 法律로 규정 (28조 2)	法律이 정하는 바에 따라 인정 (29조 1)	
	刑事被害者 國家救護	없 음	新 設 (29조)	없 음	民正黨案 意見接近
	교육의 專門性 保障	明 示 (29조 4)	明 示 (30조 4)	削 除 (30조 4 참조)	兩黨案 큰 差異없으므로 折衷하여 成文化하기로 合意
	大學의 自律性 保障	明示하지 않음	明示하지 않음	明 示 (30조 5)	
	平生教育 振興, 教育. 財政. 敎員의 地位 保障	있 음 (29조 5. 6)	있 음 (30조 5. 6)	削除 (30조 6 참조)	
	最低賃金制	없 음	明 示 (31조 1)	明 示 (31조 2)	明示 合意 (文案整理)
	女子의 勞動條件 差別待遇 禁止	明示하지 않음	明 示 (31조 4) (少年 別도規定: 5항)	明 示 (少年도 포함: 31조 4)	女子. 少年 別도 規定한 民正黨案 合意
	優先就業對象	國家有功者 傷夷軍警및 전몰 軍警 유가족 (30조 5)	現行과 同 (31조 5)	産業災害被害者및 그 유가족 추가 (31조 5)	産災被害者 前向的 檢討
	團體行動權의 行事	法律로 정함 (31조 1 단서)	現行과 同 (32조 1단서)	削 除	法律留保 削除기로 合意
	公務員의 勞動3權	法律로 정한 者만 인정 (31조 2)	現行과 同 (32조 2)	削 除	法律이 定하는 公務員의 勞動3權保障 (民正修正案) 合意
團體行動權의 制限 또는 不認定 범위	國家. 地方自治團體. 國公營企 業體. 防衛産業體. 公益事業體 등 (31조 3)	法律이 정하는 防衛事業體 (32조 3)	削 除	繼續檢討	
勤勞者의 經營參加權, 利益 均점권	없 음	없 음	新 設 (33, 34조)	繼續檢討	
女子의 福祉. 權益向上	明示하지 않음	明 示 33조 2)	明示하지 않음 (35조 2 참조)	明示 合意 (文案整理)	

編別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	會 談 結 果
其	① 國家救護對象	生活能力 없는 國民 (32조 3)	身體障礙者 추가 (33조 5)	災害·疾病·勤勞能力 상실· 老齡·身體障礙·失業등에 있는 國民 (35조 2)	明示 合意 (文案整理)
	② 國家福祉政策對象	明示하지 않음	老人·靑少年의 福祉·災害및 疾病豫訪, 醫療增進 (33조 4.6, 35조 3)		
	③ 國家의 住宅開發	明示하지 않음	明 示 (34조 2)	明示하지 않음	明示 合意 (文案整理)
本	④ 婚姻·家族生活 兩成平等	宣言的 규정 (34조 1)	具體的 規定으로 補強 (35조 1)	現行과 同 (37조 1)	民正黨案 採択 (但 法律留保 削除)
	⑤ 母性保護 (婚姻·出產·育兒)	明示하지 않음	明 示 (35조 2)	明示하지 않음	明示 合意 (文案整理)
權	⑥ 基本權 制限要件	國家安保·秩序維持·公共福利 上 法律로 制限 (35조 2)	[불가피한 경우에 最少限의 範圍] 에 限定되도록 要件 強化 (36조 2)	現行과 同 (38조 2)	合意 (民正追加文句 削除)

編別	項目	現行憲法	民正黨案	民主黨案	會談結果
국	得票率에 따른 比例代表 議席配分	없 음	없 음	新設 (42조 4)	繼續檢討
	免責特權 범위	国会에서의 職務上 發言, 表決 (81조)	現行과 同 (44조)	그에 부수하는 行爲 추가 (46조)	
	国会臨時會 召集要求	在籍議員 1/3 (83조 1)	在籍議員 1/4 (46조 1)	在籍議員 1/4 (48조 2)	在籍 1/4 로 合意
	定期會 會期	90日 (83조 2, 90조 2)	90日 (46조 2, 53조 2)	120日 (48조 3, 55조)	繼續檢討
	年間 開會日數 150日 制限 및 大統領召集 國會 議題 制限	있 음 (83조 3.5)	削 除	削 除	削除 合意
	国会非公開會議 要件	国会議決, 議長判斷 (86조 1 단서)	現行과 同 (49조 1 단서)	議長判斷에 의한 非公開 削除 (51조 1 단서)	民正黨案 採択
	法院豫算編成權 (大法院長의 同意없이 削減 不可)	없 음	없 음	新設 (55조 3)	繼續檢討
	豫算支出 基準	前年度 豫算에 準하여 (90조 3)	現行과 同 (53조 3)	[稅入의 범위 안에서] 추가 (55조 3)	民正黨案 採択
	國政調査, 監査	國政調査, 裁判, 犯罪調査등 干涉 禁止 (97조)	國政監査, 裁判, 犯罪搜查등 干涉禁止, 監査對象, 範圍, 節次는 法律에 委任 (60조 1.2)	國政監査 및 調査, 裁判, 犯罪搜查등 干涉禁止 削除 (62조)	繼續檢討
	國務總理, 國務委員 出席要求	国会나 委員會議決, 代理答弁 허용 (98조 2)	現行과 同 (61조 2)	在籍議員 1/3, 代理答辯 制度 削除 (63조)	繼續檢討
國務總理, 國務委員 不信任	解任議決權 (國務總理는 1年間 禁止), 在籍議員 1/3 發議, 國務總理 解任時 全國 務委員 解任 (99조)	現行과 同 (62조)	解任建議權 (國務總理 1年間 禁止, 發議要件, 國務總理 解任時 全國務委員 解任規定 은 削除: 64조)	繼續檢討	
彈劾審判委員會	없 음	憲法 없 음 法院裁判所에서 管轄 (110조-112조)	新設 (67조)	保 留 (但 彈劾對象에 監査院長 明示 合意)	

編 別	項 目	現 行 憲 法	民 正 党 案	民 主 党 案	會 談 結 果
政	△ 大統領의 地位	国家元首, 行政府 首班 (38조 1.4)	現行과 同 (65조 1.4)	国家元首 削除 (68조 1 참조)	民正党案에 意見接近
	副統領制	없 음	없 음	新 設	繼續論議
		權限: 大統領補佐. 職務代行 및 承繼 (68조 5), 國務會議 出席發言權 (89조 4) 選挙: 直選. 同一티켓등 (89조 1-7), 보궐選挙등 (70조 1-4) 任期: 4年 (72조 1), 기타: 彈劾 (66조 1), 權限代行 (73조 1)			
	○ 大統領選挙	間 選 (39조-41조)	直 選 (66조 1) *決選投票 및 单独立候補 (66조 2.3)	直 選 (69조 1) *決選投票 및 单独立候補 特例는 民正党과 同 (69조 5.6)	合 意
	大統領 立候補要件	政党 또는 大統領選挙人 推薦 (39조 2), 5年이상 国内居住등 (42조)	政党推薦 明示하지 않음. 5年이상 国内居住 (66조 4)	政党推薦 (69조 3), 5年 이상 国内居住 削除 (69조 2 참조)	繼續論議
	任期. 重任制限	7年 单任, 憲法改定 效力 制限 (45조, 129조 2)	6年 单任, 憲法改定 效力 制限 (67조 1.2)	4年 1次重任, 憲法改定 效力制限 (72조, 124조 2)	繼續論議
	後任者 選挙	任期滿了 30日前, 醜위후 3月이내 (43조)	任期滿了 70日 내지 40 日前, 醜위후 即時 (68조)	任期滿了 60日前, 醜위후 60日이내 (70조 1.2)	繼續論議
	* 보궐選挙	規定없음 (殘任期間 在任規定 없음)	現行과 同	不必要 (副統領이 承繼) * 殘任期間 在任与否 不明確 副統領은 보궐選挙 (70조 4)	繼續論議
△ 大統領 就任場所	明示하지 않음 (44조참조)	明示하지 않음 (77조참조)	国 會 (71조 2)	民正党案에 意見接近	
國民投票附議權	外交. 国防. 統一 기타 国家 安危에 관한 重要政策 (47조)	現行과 同 (71조)	外交. 国防. 統一 기타 重要 政策 (74조)	民正党案에 意見接近	

編 別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	會 談 結 果
政	非常措置權	非常措置權 (51조, 65조)	緊急財政·經濟処分 및 命令權, 緊急命令權 (75조, 89조)	民正黨案과 同 (78조, 90조)	合 意 (文案整理)
	非常戒嚴의 效力	令狀制度, 言論·出版·集會·結社의 自由, 政府나 法院의 權限變更 (52조 3)	現行과 同 (76조 3)	法院의 職務遂行 不可能地域에 한하여 令狀制度 및 法院의 權限에 관한 特別措置 可能 (79조 3)	繼續論議
	戒嚴에 대한 國會의 統制	戒嚴후 지체없이 國會通告, 在籍過半數 解除要求 (52조 4. 5)	現行과 同 (76조 4. 5)	戒嚴後 7日이내 國會召集 및 同意必要, 同意언지 못한 경우 및 解除議決時 效力喪失 (49조 4. 5)	繼續論議
府	國會解散權	認定 (57조, 65조, 87조 단서)	認定 (81조, 89조, 50조 단서)	削 除	
	國務會議의 性格	審議機關 (64조 1, 65조)	現行과 同 (88조 1, 89조)	議決機關 (89조 1, 90조)	
	國政諮問會議, 平和統一政策諮問會議	있 음 (66조, 68조)	있 음 (90조, 92조)	廢 止	
	特別檢事制	없 음	없 음	新 設 (95조)	
	監查院長 缺位시 後任者의 在任期間	前任者의 殘任期間 (73조 3)	削 除 (97조 참조)	削 除 (97조 참조)	